

新型コロナウイルスの感染防止に留意した赤十字救急法等 講習の開催について

令和3年7月28日施行
令和3年7月27日改訂
令和4年8月19日改訂
令和4年11月7日改訂
令和5年4月1日改訂
日本赤十字社千葉県支部

1 開催にかかる基本的な考え方

- (1) 受講者や開催者、その他関係者等の安全の確保と感染防止を徹底し、実施できることが前提となります。
- (2) 以下における開催の目安及び要件等については、今後の県内の感染状況を踏まえて随時見直します。

2 開催の目安

- (1) 千葉県が緊急事態宣言下でないこと
- (2) 当該行事が、地方自治体の活動制限措置の対象に該当しないこと

3 実施する講習会について

- (1) 心肺蘇生用人形及び収納ケース等の資材は、4人で1セットを使用します。
- (2) 人工呼吸については、人形への呼気の吹き込みを実施しません。
- (3) 実技講習において、救助者は必ず手指消毒を行ってから手当等を行います。

4 受講者について

感染症予防の為、「別紙 1-3」をご覧ください、当日「別紙 1-1（健康チェック表・同意書）」のご記入をお願いします。

5 その他

- (1) 受講者に連絡が取れるよう名簿等による管理をお願いします。ただし、事業所や学校の主催で従業員や児童生徒が受講者である場合を除きます。
なお、必要に応じて個人情報保健所等行政機関に提供する場合があることを事前に受講者および関係者へ周知してください。
- (2) 屋内では、換気機能付きの空調機の利用や窓、ドアを開け、常時または、こまめな換気（1時間に2回以上、かつ1回5分間以上）が行われるようにして下

さい。

(3)受講者等が必要に応じて手洗いや手指消毒が設置できるよう、会場入口、会場内に手洗いや手指消毒設備の設置をお願いします。